

2025年 日本国際博覧会

(大阪・関西万博)

【従業員用食事提供事業者募集 公募】

応募期間:2024年12月24日(火)～2025年1月21日(火)

【公募要領】

1 公募の趣旨

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)(以下「大阪・関西万博」という。)は、2025年4月13日から10月13日までの184日間、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、わが国の産業及び文化の発展に寄与することを目的として開催されます。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「協会」といいます。)は、万博会場西ゲート付近にシャトルバス等の乗降所となる夢洲第1交通ターミナル、夢洲第2交通ターミナルおよび夢洲浮棧橋(東)(西)に業務用管理棟の設置を予定していますが、これらの交通ターミナル等で勤務する協会職員や協会の委託事業者等の万博関係スタッフ(以下「万博スタッフ」といいます。)については、休憩時間内に確実に昼食、夕食等の食事を摂取することが困難な状況にあります。

そこで、協会では、これらの万博スタッフに対して、昼と夕方の2回、弁当などの食事を宅配いただく事業者を募集いたします。

協会は、募集後の審査により選定された事業者に対し、観光外周道路への侵入および指定する交通ターミナル管理棟等施設への立入りの許可を付与しますので、選定された事業者は、自己の責任において、万博スタッフから注文を受注し、食事の運搬搬入、注文者への食事の受け渡し、代金の徴収等を行う食事提供事業を実施することになります。

2 公募の名称

従業員用食事提供事業者募集

3 事業者が提供する事業の概要

「仕様書」のとおり

仕様書に記載がされていない注文受付時間、注文方法、弁当代金の決済方法、搬入方法、引渡方法については、応募者において、応募書類にて具体的な提案を行ってください。なお、応募者が選定されたとしても、当該提案内容が採用されることまでは協会として保証しません。

4 全体スケジュール

2024 年 12 月 24 日 (火)	公募開始・質問受付開始
2025 年 1 月 8 日 (水)	質問締め切り
2025 年 1 月 14 日 (火)	質問回答
2025 年 1 月 21 日 (火)	提案書類提出締め切り
2025 年 1 月 下旬 (予定)	選定委員会
2025 年 2 月 上旬 (予定)	審査結果公表
2025 年 2 月 中旬 (予定)	契約締結予定
2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日	万博開催期間

5 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、応募に際して、協会は万博スタッフの員数に関する情報を提供するが、員数は時期、時間帯により変動があり、あくまでも予想数値であるため、協会が食数を保証するものではないことを理解した上で応募すること。

(1) 弁当販売に係る必要な資格（飲食店営業許可・弁当販売業の届出・その他の飲料・飲料販売業・食品衛生責任者）を有すること

(2) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を役員として選定している法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者を役員に選定している法人

(3) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 申込業種またはその関連業種について現在営業停止中等の行政処分を受けている者(2024 年 1 月末日現在)ではないこと。

(6) 国又は地方公共団体から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(7) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務を提案書及び契約において明確にすること。

② 構成員の技術的要件

構成員はその分担業務ごとに、担当者を配置すること。また、代表となる企業に統括責任者を配置すること。

③ 代表者要件

代表者は他の構成員から指名を受けた法人とし、提案書及び契約においても、その旨を明記すること。

6 応募の手続き

本業務の公募への応募を希望する事業者又は共同事業者（以下「応募者」という。）は、「5 公募参加資格」を確認の上、提案書その他必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2024年12月24日（火）から2025年1月21日（火）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(2) 応募書類の受け付け

ア 提案書受付期間

2025年1月15日（水）10時から2025年1月21日（火）17時まで

イ 応募書類の提出方法

応募書類（紙及び電子媒体（CD-R等）に収納したPDFファイル）を郵送により提出すること。

※持参による提出は不可とする。

※2025年1月21日（火）までの消印があるものを有効とする。なお、郵送と合わせて必ず受付期間中に

電子メール（送信先：kotsu@expo2025.or.jp）で応募書類すべてのデータを送信すること。

※送付先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局 交通部 輸送調整課

（担当：松山）

※住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎45階

※電話番号：06-6625-8604

ウ 費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

エ 複数の提出が必要な書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については事業者名、企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式1：原本1部）

イ 企画提案書等（様式自由：原本1部、副本6部）

ウ 事業実績申告書（様式2：原本1部、副本6部）

エ 誓約書（参加資格関係）（様式3：原本1部）

オ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式4：Excel形式）

カ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式 5：原本 1 部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：原本 1 部）

【資格審査に必要な書類（契約交渉の相手方となったもののみ提出）】

- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）
 - ク 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの。
 - ケ 食品衛生責任者、飲食店営業許可の写し又は弁当販売業・その他の飲料・飲料販売業の届出の写し（1 部）
 - コ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - サ 使用印鑑届（様式 7：原本 1 部）
 - シ 暴力団排除に基づく誓約書（様式 8：原本）
 - ス 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 9：原本）
 - セ 統括責任者及び担当責任者が元請けと直接的な雇用関係を証するもの
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
 - なお、協会は、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
 - なお、応募書類の提出後は、差替えを認めない
- (5) その他
- ア 応募は 1 応募者 1 提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
 - イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出も行うこと。
 - ウ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入すること。
〈例〉「2025 年日本国際博覧会 従業員用食事提供事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）
 - エ 書類提出後の差し替えは認めない。
（協会が補正等を求める場合を除く。）
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2025 年 1 月 8 日（水）17 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kotsu@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】「2025 年日本国際博覧会 従業員用食事提供事業」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 10）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時から 17 時まで ※12 時から 13 時の間を除く）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 従業員用食事提供事業】に掲載する。

（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

8 選定委員会の実施

- ① 応募者が 3 者を超えると、選定会議を書面により実施する。なお、応募者が 3 社を超えない場合は、応募者を契約交渉の相手方とし、選定会議を開催しない。
- ② 時期：2024 年 1 月下旬
- ③ 審査者：2025 年日本国際博覧会 従業員用食事提供事業 選定委員会委員
- ④ 内容：業務実施方針についてその他審査項目の審査

9 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、順位をつける。審査基準を満たした上位 3 者を従業員用食事提供事業者として選定する。3 者目の事業者が同点で複数となる場合は、審査項目のうち「価格設定」の点数が高い者を選定する。

イ 審査は、書類審査で行う。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

ウ 審査基準を満たした上位 3 者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績 (運営遂行能力・安全管理体制)	① 夢洲の近隣地域において調理施設が維持できる（5 点） ② 調理施設から夢洲までの安全安心な車両（自動車）の運搬手段を有する（5 点） ③ HACCP に基づく衛生管理計画を策定し、従業員に周知徹底している（5 点） ④ 過去に大量調理を行い販売した実績がある（5 点）	20 点
業務実施体制	① 総括管理責任者及び担当責任者、業務に係る食品衛生責任者の配置計画がある（5 点） ② 事故防止や防災防犯・クレーム発生時の対応等の安全管理体制	10 点

	が整っている（５点）	
搬入に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> ① 想定配送可能個数と配送車両の考え方について、具体的に示されている（５点） ② SDGs 達成に向けたフードロスや資材循環、環境、健康等に関する持続可能な取組みについて具体的な提案がされている（５点） ③ 弁当容器について、リユース食器を使用した提供など環境に配慮した取組みに対する提案がある。（５点） ④ 提供方法について搬入から喫食までに利用者の利便性や食の安全性が確保された具体的な提案がある（５点） 	20点
業務実施に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> ① 事前にメニューを利用者に提供する方法において具体的な提案がある（５点） ② 栄養バランスが配慮された複数のメニューがある（５点） ③ 注文を受け付ける手段について、利用者の利便性が高い提案がある（５点） ④ 個人、会社単位いずれからも注文を受けつけることができる（５点） ⑤ 代金の精算方法について具体的な複数の提案がある（５点） ⑥ 配送した弁当の取り間違いを防ぐ対策について、具体的な複数の提案がある（５点） 	30点
業務の円滑な実施にあたっての工夫	<ul style="list-style-type: none"> ① 急なキャンセルや配達時間の変更などに対する対応案が示されている（５点） ② 飲料など追加のメニューへの対応がある（５点） 	10点
価格設定	<ul style="list-style-type: none"> ① 価格設定について上限額を具体的に示し、利用者が利用し易い価格帯となっている（５点） ② メニューと価格設定が市場価格から鑑みて適正か（５点） 	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会従業員用食事提供事業の企画提案公募について】において公表する。

- ① 選定事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点
- ② 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※ 50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※ 得点順
- ④ 選定事業者の選定理由 ※ 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

なお、応募者が3者までの場合は、公表しない。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された事業者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。（詳細はこちら（<https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/>））

(2) 採択された提案については、採択後に万博関連の委託事業者等との間で詳細を協議する。この際、内容・条件について変更が生じる場合がある。

(3) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式8）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(4) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式9）を提出すること。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

11 持続可能性の確保

(1) 選定者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

(2) 選定者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

（https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf）

(3) 選定者は、協会が選定者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけ（エコドライブの実施等）を

含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4) 選定者は、協会が選定者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。但し、選定者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。

(5) 協会が選定者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、選定者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

12 その他

(1) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。

(3) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と応募者、選定者との間で用いる言語は、日本語とする。

(4) 契約締結者（複数の構成員から構成されるときは、参加者の構成員を含む。）は、本契約の履行にあたっては、協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」などの基準・ルール等の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)